

第 489 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 7 年 7 月 3 0 日（水）岐阜合同庁舎 5 階 共用第 1 会議室

中家室長	定刻となりました。 本日は御多忙のところ第 489 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日は使用者側代表の松野委員が欠席です。 委員 15 名のうち、公益委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名の計 14 名が出席され、全委員の 3 分の 2 以上の出席となっており、最低賃金審議会令第 5 条 2 項の定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本審議会は公開審議としており、6 名の方が傍聴されています。 それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。
栗山会長	これより第 489 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。 それでは議事に入ります。 議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。 事務局から説明してください。
安藤 室長補佐	最初に前回 7 月 1 日開催の第 488 回岐阜地方最低賃金審議会の後、中央最低賃金審議会が 7 月 11 日に開催され、資料№ 1（1 ページ）のとおり、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会あて、地域別最低賃金額改定の目安について諮問されたことを報告します。 次に最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労使からの意見聴取について、令和 7 年 7 月 1 日に公示を行いましたところ、関係使用者 1 団体、関係労働者 3 団体から意見書が提出されました。 提出順に、資料№ 2（3 ページ）使用者団体岐阜県タクシー協会から「地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）」、労働者団体は同日に提出されており、資料

	№ 3 (5 ページ) 岐阜県医療・福祉労働組合連合会から「令和 7 年度最低賃金改正にかかわる意見書」、資料№ 4 (7 ページ) 生協労連コープぎふ労働組合から「令和 7 年度最低賃金額改正に係わる意見書」、資料№ 5 (11 ページ) 岐阜県労働組合総連合から「令和 7 年度最低賃金額改正に係わる意見書」が提出されております。 なお、岐阜県労働組合総連合からは、公示に係る意見書のほかに、資料№ 6 (13 ページ) のとおり「岐阜県最低賃金の時間額 1,500 円以上を求める請願署名」合計 2,849 筆が提出されておりますので、これから回覧します。
事務局	(請願署名を回覧)
栗山会長	回覧が終わりましたので議事を続けます。 事務局から報告がありました関係労使からの意見書に関して、御意見がありましたら伺います。 労働者側委員はいかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
栗山会長	それでは、使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
栗山会長	ありがとうございました。 続きまして、「関係労使の意見陳述について」です。 事務局から説明してください。
中家室長	7 月 1 日に開催されました第 488 回岐阜地方最低賃金審議会において、今年度の関係労使からの意見聴取については、審議会に意見書を提出した団体等のうちから意見陳述を希望する者について実施することが決定されました。 先ほど報告しました意見書の提出団体のうち、労働者側団体の岐阜県医療・福祉労働組合連合会、生協労連コープぎふ労働組合、岐阜県労働組合総連合から意見書の提出に併せ、「意見陳述届」により意見陳述の希望がありま

	したので、この３団体を「意見陳述を行う者」として選定しました。 本日労働者側意見陳述人として、岐阜県医療・福祉労働組合連合会から、ケアユニオン岐阜の野田弥生様、生協労連コープぎふ労働組合から中村光子様、岐阜県労働組合総連合から平野竜也様、３名の方にお越しいただいております。 なお、意見陳述に際しては、資料№３（５ページ）の岐阜県医療・福祉労働組合連合会からの意見書、７ページ（資料№４）の生協労連コープぎふ労働組合からの意見書、資料№５（１１ページ）の岐阜県労働組合総連合からの意見書を御参照いただきますようお願いいたします。 以上です。
栗山会長	それでは、これより関係労使の意見陳述を行います。 事務局は準備をお願いします。
事務局	（陳述席の設置）
栗山会長	それでは、最初の意見陳述人、ケアユニオン岐阜の野田弥生様の御案内をお願いします。
事務局	（意見陳述人を陳述席へ案内）
栗山会長	意見陳述人の方は、所属と氏名を名乗られ、７分以内で御意見を述べてください。 よろしくお願いします。
野田 意見陳述人	ケアユニオン岐阜の野田弥生と申します。 介護の職場で働く私が、最低賃金の引上げが給料に大きく影響するヘルパ－さんや事務職員がいなければ仕事は回りません。最低賃金が愛知県や三重県より低いことで、募集しても採用が進まなくて、私たち管理者が現場に入らされることが多く感じます。人手も足りていませんし、辞める方も多く、管理者が高年齢になり、体力的にも厳しく、定年退職年齢を引き上げるしかありません。 高齢者の暮らしを支える大切な仕事をしているのに、

	最低賃金の 1,001 円では採用が出来ないので、1,030 円くらいからの採用になりますが、隣の愛知県では 1,300 円以上になります。仕事の内容が変わらないのに、働く場所が岐阜県というだけで差があるのはおかしいと思います。1 時間で 300 円の差は 1 か月で 7,000 円の差となり、1 年で 8 万 4 千円の差となります。同じ職種の間が同じように給料を得られるよう、岐阜県の最低賃金を愛知県と並ぶような最低賃金としてください。 また、電気代やガソリン代が高くなり、主食の米も近ごろはやっと手が届く金額となりつつはありますけど、お米以外の食料品もほとんどが値上げをしています。昨年くらいまでは 3,000 円くらいで 1 回の買い物が済んでいましたが、今では 5,000 円でほんの少しおつりが来る程度になっています。生活を切り詰めないといけない苦しい状況になっています。生活していく上で必要な賃金にするのが最低賃金だと思います。安心して暮らせる最低賃金にしていだきたいと思います。 以上です。
栗山会長	ありがとうございました。 ただ今の御意見につきまして、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(発言なし)
栗山会長	よろしいでしょうか。 それでは、事務局は御案内をお願いします。
事務局	(意見陳述人を陳述席から退出するよう案内)
栗山会長	それでは、次の意見陳述人、生協労連コープぎふ労働組合の中村光子様の御案内をお願いします。
事務局	(意見陳述人を陳述席へ案内)
栗山会長	意見陳述人の方は、所属と氏名を名乗られ、7 分以内で御意見を述べてください。

	よろしくお願いします。
事務局	(意見陳述人を陳述席へ案内)
栗山会長	意見陳述人の方は、所属と氏名を名乗られ、7分以内で御意見を述べてください。 よろしくお願いします。
中村 意見陳述人	生協労連コープぎふの中村です。 今日はまず、自分の生活の状況から説明したいと思います。 私はコープぎふで週 30 時間、ダブルワーク先で週 10 時間、1週間で 40 時間働いていて、手取りは 17 万ということでしたけど、交通費などを引いて実質の手取りは 15 万ほどになります。夫が 4 年前に他界したということで、遺族年金をいただけて、65 過ぎてからは自分の年金も入るようになりました。あと、年末年始は神社でバイトしたり、この前の選挙のときもアルバイトをしてました。エアコンとかは使用せず、今のところ仕事でほぼ一日家にはおらず、朝 8 時 15 分から、夜 10 時半くらいまで戻ることはないので、エアコンはなしで生活しています。また、お風呂はお湯をためずに節約しながら入っております。食品の購入については、生協で買い物するときはベストプライス、イオンなら 5 パーセントオフ、普段も値引き商品を購入することで、かなり節約をしながら生活しています。 髪の毛も自分で切って、服も全部いただき物です。住まいは夫が存命中にマンションをローンを組まずに購入していますので、支払いは 2 万円を少し超えるくらいです。車についてはかなり年数が経っておりますので、そろそろ買い換えようかと考えているところですが、なかなか厳しい状況です。 いろいろこう節約していると言われますが、これが当たり前となっているので、このように日々暮らしをして

	おります。 次に将来の不安ですが、今かなり物価が上がっている ので、週 40 時間働ける今は年金も少し収入があり、ただ、 70 歳近くなって、もしこれで雇止めになるようであれば、 年金生活ということになります。そうすると暮らしは立 ち行かなくなるため、なるべくこの時期になんとか少し でも貯金を増やしていきたいと思っております、今の 最低賃金を上げていただけると暮らしが楽になるのでは ないかと思います。ただ、自分だけでなく、若い人たちも 私のような状況であるのをぜひ阻止すると思えば、最低 賃金を 1,700 円以上にしていいただければ、これから物価 が上がっていく中で不安なく暮らしていけるのではない かと感じます。 以上です。
栗山会長	ありがとうございました。 ただ今の御意見につきまして、委員の皆様から御質問 等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがで しょうか。
各委員	(発言なし)
栗山会長	よろしいでしょうか。 それでは、事務局は御案内をお願いします。
事務局	(意見陳述人を陳述席から退出するよう案内。)
栗山会長	それでは、次の意見陳述人、岐阜県労働組合総連合の平 野竜也様の御案内をお願いします。
事務局	(意見陳述人を陳述席へ案内)
栗山会長	意見陳述人の方は、所属と氏名を名乗られ、7 分以内で 御意見を述べてください。 よろしくお願いします。
平野 意見陳述人	岐阜県労働組合総連合の平野です。 今年もこのような貴重な場を設けていただきまして本 当にありがたく存じます。労働者の生の声を是非とも聞

いていただいたかと思えますけど、今の労働者の生活は本当に厳しいと思っております。

私からはシングルマザーの方の生活実態を少し御紹介させていただきたいと思えます。

非正規で働いておられる女性の方です。

非正規で働くシングルマザーです。子供は大学2年生と中学2年生でお金がかかります。大学は年間40万程度がかかります。中学生は義務教育でも月1万以上の出費があります。塾に通わせたほうがいいとは思いますが、月に3万円から4万円かかるとなると、とてもそんな余裕はありません。私は現在20人くらいの中小企業で働いています。月に24日から25日勤務し、週6日勤務で時給が1,030円で月の手取りが11万から12万円です。正直生活保護受給者の方の収入のほうが多いのではないのでしょうか。そう考えるとなぜ休みもなく必死で働いているのかわからなくなることがあります。11万円で生きていけと言われて家賃を払い、固定費を払い生きていくのは難しいと思えます。幸い私たちの家族は持ち家に住んでいるので、なんとかなっています。とはいえ、日々の生活は自転車操業です。1年に1回訪れる車検や税金の支払いなど、出費が辛いです。アパートや賃貸だったらいったいどうなるでしょう。正社員のようにボーナスがあったらいいなと思えます。物価が上がり、光熱費もガソリン代も高騰し、何もかもが値上がりしました。普通の生活が普通に送れなくなっているのを日々感じながら生きています。もし最賃を上げてもらえるなら、そうした生活をほんの少しでも支えることにつながります。

本日は是非彼女にこういった実態を報告してほしかったですけど、仕事を休んでしまうということが生活の困窮に直結してしまうということで出来ないということでした。有休を取りたいという思いもあるのですが、中小企業の中でなかなか有休を取るということも難しいと仰っておられました。

	岐阜県労連に寄せられる労働相談でもひとり親家庭の相談が増えています。職場でパワハラを受けているが、今の仕事を辞めたら子供たちを養っていけない、どうしたらよいか。夫からDVをうけて隠れるように住んでおられる方が、仕事を辞めたいと思っても、今の仕事を辞めてしまったら、子供たちを養っていけないという方や、あるいは本当はフルで働きたいけれども、子供たちがいるから仕事を4時までには終わらなければいけない、そうすると非正規で働かなければいけない、こういう相談も受けています。 政府は5年で1,500円とする目標を立てていますが、こうした労働者にとっては切実な要求であると考えています。最低賃金の審議に当たっては、こうした最低賃金近傍で働く切実な労働者の声に真摯に耳を傾けていただいて、岐阜県の最低賃金を決定していただきますようお願いいたします。 また、徳島県では最低賃金が84円引き上げられました。徳島県では最低賃金引上げ以降、実質賃金がプラスになっていると聞いております。また、倒産件数も大きな変化はないと聞いております。こうした他の状況を踏まえた審議をお願いしたいと思います。 以上です。
栗山会長	ありがとうございます。 ただ今の御意見につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
和泉委員	労働者側委員の和泉と申します。 ありがとうございます。 貴労組の中でもたくさん組合員の方がいらっしゃいますと思います。平野事務局長の感覚で結構ですが、先ほどあえて非正規でということを述べられていたと思いますけど、あえて非正規で働かなければいけないという方々のいろんな話を聞いていると思います。その切実な声を

	お聞かせいただければ、と思います。お願いします。
平野 意見陳述人	ありがとうございます。 本当に生活に困っていても、あえて非正規で働かなければいけない方はたくさんおみえになると思います。特に先ほど申し上げたように、シングルマザーの方々とか、あるいはDVで離婚はしていないけれども、別れて暮らす一人親家庭の方というのは、子どもを育てなければいけない、けれども仕事をして一定の収入がなければいけない、そのところのぎりぎりのところで踏ん張ってみえるという方が非常に多いです。そういう方々が、労働相談にきて、もうやむにやまれず、どうしたらいいかわからない、そして、誰に相談していいのかもわからないというなかで私どものところに来られます。で、もしその人たちに一定の収入があったらいいなということは思います。生活していく上でも、もし何か困難があってもなんとか蓄えたお金で暮らしていけるような、一定の期間それをやりすごすための蓄えがあればいいなと、そのための賃金引上げが必要だろうと思っております。そういう意味でも、是非最低賃金審議会においても引上げをお願いしたいと思っております。
和泉委員	ありがとうございます。
栗山会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
栗本委員	貴重な御意見ありがとうございました。今後の審議の参考にさせていただきたいと思います。
栗山会長	ほかによろしいでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、事務局は御案内をお願いします。
事務局	（意見陳述人を陳述席から退出するよう案内） （陳述席を撤去）
栗山会長	以上をもちまして、関係労使の意見陳述を終了いたします。

	公労使の審議会委員におかれましては、陳述人の御意見を今後の審議の参考としていただきますようお願いします。 次の議題に移ります。 「令和７年度地域別最低賃金改定の目安について」です。 事務局から説明をお願いします。
中家室長	目安額の伝達について説明いたします。 昨日７月２９日に中央最低賃金審議会第４回目安に関する小委員会が開催されましたが、小委員会報告を取りまとめるまでには至りませんでした。 明日７月３１日１３時から第５回目安に関する小委員会が開催されることになっております。 従いまして、目安の伝達については、中央最低賃金審議会の答申があり次第、今後開催される岐阜県最低賃金専門部会において、伝達された目安額を報告するという審議運営を提案いたします。 なお、岐阜県最低賃金専門部会委員以外の審議会委員の方には、メール等により伝達したいと考えています。
栗山会長	ただ今説明のありました目安伝達について、答申があり次第、今後開催される専門部会において伝達を受けること、専門部会委員以外の審議会委員の方へはメールにより伝達してもらうということについて、各側委員いかがでしょうか。
栗本委員	中央最低賃金審議会の目安伝達が遅れたということについては、止むを得ないということで了承させていただきますが、令和７年度の最低賃金審議会審議方針の２項目にあります、令和７年度において諮問された岐阜県最低賃金については、１０月１日の発効を目途とし、審議の促進に努力すると書かれております。 予備日等が今後設定されるとは思いますが、１０月１日発効を軸に早期の発効に向け最大限の審議運営をお願いしたいと思います。

栗山会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	目安伝達につきましては承知いたしました。 しっかり審議する時間を設けてやっていくことが重要であると思っておりますので、使用者側としましては、従来申し上げておりますとおり、10月1日ということにはこだわらず、しっかり審議してまいりたいと、そういうところで申し上げたいと思います。 以上です。
栗山会長	それでは、専門部会において目安額を報告することとし、示された目安を参考とし、今後開催される専門部会での審議に委ねることといたします。 専門部会において十分に審議していただきまして、是非全会一致による結論が出ることを期待しております。 引き続き、事務局から説明をお願いします。
中家室長	事務局から提案がございます。
栗山会長	はい、お願いします。
中家室長	本年度中央最低賃金審議会の状況が全く見通せない状況にあります。そのため、専門部会の日程において、既に8月4日を予備日としておりますが、この8月4日を利用するかどうかについては、今後の専門部会で御判断いただくことになるかと思いますが、仮に中央最低賃金審議会からの目安額の伝達が遅れまして、8月5日の専門部会で岐阜県最低賃金の取りまとめができないことを想定しまして、新たに予備日の提案をしたいと思っております。 新たな予備日としては、 8月12日（火曜日）の9時30分から専門部会、同日11時から岐阜県最低賃金の答申に係る本審、また、県最賃の答申に対する異議申出に係る本審を8月28日（木曜日）の9時30分から開催する、という日程で予備日を設定することを提案します。

	なお、8月12日以降の予備日を使用するかどうかについては、まず8月4日の予備日を使用していただきました上で専門部会での審議の状況により、専門部会委員の皆様判断していただくことを想定しています。 以上です。
栗山会長	ただ今事務局から提案がありました、新たな予備日として、 8月12日（火曜日）9時30分から専門部会、同日11時から本審、 8月28日（木曜日）9時30分から本審を設定する、との提案につきまして、御意見を伺いたと思います。 なお、この8月12日と28日の予備日は、県最賃の審議のみを想定して開催するということを考えておりますが、まず、労働者側委員、いかがでしょうか。
栗本委員	事務局提案で異議ございません。
栗山会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	使用者側も予備日の設定で異議ございません。
栗山会長	ありがとうございました。 それでは、8月4日（月曜日）の予備日に加え、 8月12日（火曜日）9時30分から専門部会の予備日として、 同日11時から本審の予備日として、 8月28日（木曜日）9時30分から本審を仮の日程として、 新たに予備日とします。 この後の専門部会で改めて確認していただきます。 なお、新たに設けた8月12日と8月28日の予備日の開催については、本審を含めて、今後の専門部会での審議状況により、専門部会の決定に委ねることとします。 それでは、次の議題に移ります。

	議題 2「特定最低賃金の改正の必要性の有無について」の審議に入ります。 まず、事務局から説明をお願いします。
安藤 室長補佐	御説明します。 7月14日付けで、労使双方から御推薦いただいた3業種の関係団体に対し、提出期限を8月14日として、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書を依頼しました。 昨日までに労使双方からの意見書の提出はございません。 以上です。
栗山会長	意見書が双方から出ていない状況ではありますが、現時点での労使双方の意見を伺いたいと思います。 最初に労働者側委員から御意見を伺いたいと思います。労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特定最低賃金の3業種につきましては、まず私から発言をさせていただきたいと思います。 特定最低賃金につきましては、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的として、労使交渉の代替機能を持っております。現在特定最低賃金は3業種ありまして、3業種とも我が国における主要産業であります。同時に、岐阜県におきましても同様であると認識しております。 まず、電機の特定最低賃金について少し簡潔にお話しをさせていただきたいと思います。 電機産業におきましては、DX並びにカーボンニュートラルの達成に向けて、国として政策が進められております。産業別最低賃金は、優秀なデジタル技術者の確保に向けて、また未組織労働者を含む電機産業に働く労働者の賃金を底支えする役割を果たしております。 事業の公正競争力を確保し、雇用の安定と産業の発展に大きく寄与するものと考えております。 昨年の審議において、改正決定の必要性なしとなりま

	したが、改めてこれまで築いてきた労使関係を尊重していただくとともに、県内の電機産業が魅力ある適正な金額に向けて、改正決定を求めたいと思います。
村上委員	私からは航空機の関係について、まだ意見書が出ていないですが、少し主張させていただければと思います。 航空機においては、御存じのとおり防衛産業の需要がかなり伸びているということと、民需の方も旅客需要がかなり増えておりまして、コロナ禍を超える状況になっていると認識しております。 様々な企業においても、こういった状況の中で人材不足の問題は昨年より大きくなっていると感じております。 航空機が今後魅力ある産業として継続していくためにも、魅力ある労働条件。特定最低賃金については必要不可欠であると思っております。 引き続き、労使でしっかりと議論させていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。
亀井委員	自動車の亀井でございます。 自動車としましては、足元の関税等の懸念事項はありますが、やはり日本の基幹産業である自動車産業を魅力ある産業にすべく、これまで築いてきた労使関係を継続しながら、前向きな交渉をさせていただきたいと思っております。 是非特定最低賃金の改定に向けた審議をよろしくお願いします。 簡単ですけど、以上となります。
栗山会長	あとよろしいですか。 続きまして、使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	それでは、3業種について御意見を承りました。 使用者側としましては、産業界の皆様の御意見、現状を十分にお聞きしまして、今後の審議会において審議させていただきたいと思います。 意見書につきましては、提出期限が8月14日となって

	おりますので、その提出される意見書を参考にさせていただいて、その後の本審の場で改正決定の必要性については御回答させていただこうと思っております。 以上です。
栗山会長	ありがとうございました。 ただ今、３業種について御意見を頂戴いたしました。 労働者側からは３業種全てについて「必要性あり」との御意見であったと承りました。 使用者側につきましては、今後回答いただけるということで、本日は御意見いただきました。 特定最低賃金の改正決定の必要性については、全会一致の決議によることとされております。結審する場合は労使間での十分な審議を尽くし、必要性の有無に関する共通の認識が出来た段階で行うべきであると考えます。 本日出ました御意見を双方持ち帰っていただき、次回の本審までにご検討をお願いします。 次の議題に移ります。 議題３「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。
中家室長	事務局から予定している議題はございません。
栗山会長	それでは、各委員の皆様からは何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会とします。本日はありがとうございました。